

第二十條中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ作成シタル決算報告書ヲ添ヘ監事ノ意見ヲ附シ」を加える。

第三十六條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ國立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第三十六條ノ四第二項及び第三項並びに附則第三十六條ノ三の規定は、この法律の施行の際現に大学(國立工業教員養成所を含む)又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

理由

日本育英会の貸与金の返還を免除される職の範囲を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○愛知國務大臣 このたび、政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた学徒は、きわめて多数にのぼり、国家的な育英事業として多大の成果をおさめてまいりました。

日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期限内にその貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が小学校、中学校、高等学校、高等専門学校もしくは大学の教員または高度の学術研究者となった場合に、その貸与金の返還を免除できる制度を設けております。

これは、学校教育が、人材育成の根幹となるものであるところから、これらの分野に有為の人材を誘致することを目的とするものであります。近年、幼稚園教育の振興、養護教諭の充実が学校教育の当面の課題となり、幼稚園教員及び養護教諭の人材確保の必要が強く認識されることとなりましたので、これに応ずる所要の措置を講ずる必要があり。なお、この際日本育英会の監事の機能をより有効にするため、その職務権限に関する規定を整備することが適切と存じます。

以上の観点から、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考え、この法律を提出するものであります。

改正の第一点は、日本育英会の監事の職務権限を明らかにすることであり、

改正の第二点は、大学在学中に受けた貸与金の返還を卒業後免除される職のうちに、幼稚園の教育の職を加えることであり、

改正の第三点は、今国会で別途その設置について御審議願っております國立養護教諭養成所で学資の貸与を受けた者についても、大学の場合に準じて返還免除の措置を講ずることであり、

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○渡海委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○渡海委員長 次に、國立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 御提案になっております國立学校設置法等の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をさせていただきます。いろいろと具体的な御質問をする前に、若干の問題に

ついてお尋ねしたいと思ひます。実は昭和四十一年以降におきます大学入学志願者の急増につきましては、各方面よりこれが対策樹立を要望されておるわけでございまして、文部御当局とされましてはこれに対する何らかの計画が策定されておるのか、あらためてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○愛知國務大臣 大学入学の志願者が急増する期間における大学の拡充整備計画のお尋ねでございますが、この計画につきましては、基本的な考え方といたしまして、こういうふうな考え方のもとに計画を立てておる次第でございます。

その考え方と申しますのは、一つは最近のいろいろの傾向から申しまして、大学入学の志願の率が非常にふえてまいってございまして、こうした状況にかんがみて極端な受験難が起こらないように、そうした困難の発生を防ぐことが一つの考え方でございます。同時にまた、大学卒業生に対して社会がどういふふうな社会的需要をするであらうか、その社会的需要の趨勢を見きわめなければならぬというところが一つでございます。それからまた、問題は大学でございまして、いたずらに収容力の拡大だけを偏重いたしまして、大学教育の質的な低下をかりにもすることは不適当であると思ひますので、大学教育の質の低下が生じないよう、こういったような基本的な考え方を

もとにいたしまして計画を策定しなければならぬと考へておるわけでございます。ところが一方、現在の時点におきましては、入学志願者急増の全期間及びその後の安定期とも申し申し上げます。一定の期間を経過いたしますと、人口と申し申し上げますが、ある程度の減少を来す。そしてそれに関連して安定する時期を迎えるわけでございまして、急増の期間から安定期に及ぶ長期の大学拡充整備方針を策定することは多くのまだ未知の条件や要素がございまして、なかなか基本的な計画を策定することが困難である点も十分御察をお願ひしたいと思ひるのでございまして。

そこで、具体的な数字の問題でございますが、実はいろいろの考え方をこの一年ほどにわたって考へてまいりましたが、四十年の概算要求をするときにおきまして、一応四十年においては国公私立を通じ、かつ大学、短大を通じて二万七千人程度の収容力の増加をはかりたい、四十年においては約四万人の増加をはかりたいという一応の目安として計画をその当時立ててみたわけでございまして、同年度にわたりますと六万七千五百人ということになるわけでございまして。ところが、一応の腰だめと申しますか、目安をこういふところに置いたわけでございましてけれども、これにつきましては公私立大学や短期大学の施設、認可等に基づいて策定いたしました増員数と、國立大学、國立短大について四十年においては予算措置を現に講じられた学部、学科の増設、改組、学生定員増による増員数、これらを全部取りまとめましたたまたまの時点におきまして確定的になっておりますものは、四十年におきまして国公私立を通じて一万八千九百八十四人の定員増でございます。先ほど申しました、一応概算要求当時腰だめにつくりましたためから申しますと、これは約八千人ほど下回るような勘定になるのでございまして。したがって、四十年にこれをもとに計画し、四十一年以降の増員計画につきましては、この四十年における志願の状況や収容の実績などを十分見きわめまして上再検討を加えまして、四十年の計画をできるだけすみやかに確定なものに策定をいたしたい。したがって、先ほど申し上げました四十一年度について約四万人と見込みましたものについては、これをさらに再検討いたしました。できるだけすみやかに一つの確実な計画をつくりたい、かように考へておりますのが現状の私の考え方でございます。

○上村委員 できる限り入学志願者に対しては、勉学の機会を与える、こういう意味におきましてこの定員を増加する、それに伴うところの施設を

増大するといふような配慮につきましては当然な
ざるべきことであらうと思ひますが、他面教育で
ございまして、その教育の質が低下するといふ
ことであつてはこれまたならないわけではござい
ます。で、大学の拡充に伴ひまして教育研究の水準
が低下することのないような諸措置といふものが
講ぜられておるのか、あるいはそういうことを念
頭に置きましてどんな施策が準備されておるの
か、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まことにございまして、御意見で
ございまして、先ほど私申しましたような、やは
り大学の質が低下をしないように、むしろでき
ればこの際質を向上させたいといふことから、
たとへば国立大学の関係で申しますならば、大学
院の拡充といふことは、今年度の予算におきまし
てもかつてないほどの拡充をいたしたいと思ひ
ておるわけではございまして。こうした考え方も、一つ
には大学の教授になれるような人材を十分養成し
てまいりたいといふことを配慮いたしておるよう
な次第でございまして、また国立大学自体につ
きまして、今回は学部の新設、増設とも思ひ切つ
てやりましたが、その内容におきましてはあくま
でも大学の質的な向上をはかりたい。また一面に
おいて、社会的需要にも応じたいといふ考え方
でやっておるつもりでございまして。

○上村委員 この問題につきましては、非常に各
方面から注視的になつておる問題でもございま
すし、いろいろその具体的な情勢の進展に應じ
まして、文部御当局も具体的な対策を立てられ
いくものだと思ひますので、これがいろいろな
御質問につきましては他の機会に譲ることにな
しまして、本法案につきまして直接な点をお尋ね
いたしたいと思ひます。

まず第一に、宮城教育大学を東北大学から分離
して、独立に設置するようにいたしたという理由
は那邊にあるのか、この点につきましてお尋ねを
いたしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 宮城教育大学を東北大学から分
離独立させようとする計画は、宮城県の義務教育

職員の需給関係を安定させるために、教員の養成
の目的に沿つて、一貫した教育指導を行なうこと
のできる単科大学を創設したい、こういう趣旨で
考えわけでございまして、これにつきましては地
元関係の各方面からの要望が、多年にわたつて出
ておるわけではございまして、また東北大学自体と
いたしまして、多年この点については困難を生
じてきておりまして、学内体制の整備を促進いた
したい、かような考え方ではございまして。もう少し
具体的に申しますと、従来、従来といひますか、
現在の東北大学教育学部の教員養成課程の卒業生
は、従来宮城県の小中学校に就職する者がきわめ
て少ないので、同県の義務教育教員を確保するた
めに適当な機関の設置といふことが、先ほど申し
ましたように多年の関係者の間の要望であつたわ
けでございまして。一方東北大学の教育学部は、そ
の内部組織から見ても、義務教育教員の養成を
主たる目的としてゐるとは言えなかつたわけ
でございまして、教員養成課程の学生に対する教育
指導も、同学部が一貫して実施できる体制ではな
いために、組織や体制の面からも抜本的な改善を
行なう必要がかねがね痛感されていたわけでは
ございまして。これは御案内のように、戦後の新制大学
学制の改正に伴ひまして、東京、大阪、京都、福
岡などの府県の場合などにおきましては、旧帝国
大学の改組の場合に、それぞれ学芸大学、教育大
学等が別個に設置されたのにかかわらず、東北大
学の場合だけは教員養成課程が独立の大学でなく
て、旧来の東北大学の中に含まれておりました。
そういうふうな、東北大学の場合は戦後の例外的
な措置であつたことにもかんがみまして、この際
他の旧帝国大学のありました府県と同様に、教員
養成課程を分離独立させ、そしてその規模、内容
の充実をはかることにいたしたい、かような考え
方に立つたわけではございまして。

○上村委員 教育の最も重要な点は、これを教
える教員並びにその素質にあるかと思ひるのであ
ります。それで教育の充実向上をはかるために
しましては、教員をどう育成するののかという問題

重要な課題であらねばならないと思ひますし、そ
ういふ意味からいたしますならば、教員の養成課
程を充実していくといふ考え方といふものは、き
わめてもつともなことであるし、そうあらねばな
らないと思ひわけでありまして。そういう前提の
もとに宮城教育大学といふものが東北大学から分離
独立したという経過はよく納得できるわけでは
ありますが、しからばいま現在日本の大学におきま
して教員の養成課程といふものが、すべてこうい
う単独の一つの大学という構成になつておるのか
どうか。なつていないとすれば、将来はこの構成に
みな一律に持つていくお考えなのかどうか。現状
と今後の御方針につきましてお尋ねいたしたい。

○愛知国務大臣 この点は先ほどちよつと触れ
ましたが、学制改革の際にいろいろの経緯があつ
たと思ひますけれども、この東北大学の場合等に
おきましては、さつき申しましたような経過に
なつて、これが不適当である。そこで他の府県と
同様にして、そしてさらに新たに独立させます以
上は、新しい教育大学におきましては、教育課
程、教育方法の研究など実教育の必要に應じた
教育科学の研究を一そう推し進めていくような
ことができる理想に近い教員養成大学として成長す
るようになさう、かように考えておるわけでは
ございまして、他の旧帝大から分離いたしました学
芸大学、教育大学についてはもちろんでございま
すけれども、その他の教員養成課程を中心とする
大学につきましては、同じような方向でさらに持
来改善充実をはかつてまいりたい、かように考え
ておるわけではございまして、なお詳しい実情等
につきましては、政府委員から御説明させることに
いたしたいと思ひます。

○杉江政府委員 補足いたしましたして、現状につ
きまして簡単に御説明申し上げておきたいと存じま
す。

現在教員養成を目的としたしております単独の
単科大学、いわゆる学芸大学と称するものは七つ
でございまして。それから学芸学部として存在いた
しますものが十八でございまして。それから教育学

部として存在いたしますものが二十一ございま
す。この中で教育学部と称しておるものは、その
教員養成のための教育の、かなりの部分を、文理
学部にも依存しているといふような現状でございま
す。その他学芸学部においても、これが他学部の
一般教養を担当したものが多くいふような実情
にありまして、総体に教員養成を目的とするとい
う性格が希薄でありまして、幾多の改善を要する
点が多いわけではあります。そういう点から、中央
教育審議会におきまして、また教員養成審議会
におきまして、もつと教員養成の目的、性格を
明らかにして内容の充実をはかり、施設設備の充
実をはかるべきだといふ御答申もいたされてお
り、ただいまその具体的措置について検討してお
る段階でございまして。

○上村委員 ちよつとことばじりみたいになりま
すが、教育大学といふのと学芸大学といふのがあ
ります。どうもその主目的につきましては、教員
の養成の単科大学であるといふふうに理解できる
わけではございまして、これは将来教育なら教育、
あるいは学芸なら学芸といふふうに名前を統一し
ていくつもりであるかどうか、その点につきまし
てお尋ねいたしたい。

○杉江政府委員 学芸学部の名称につきまして
は、学芸といふことは一般に学問、学術、技芸
といふような意味に使われております。そして、
学芸学部という名称が用いられたときには、その
ような広い教育を与えるといふ意味合いがあつた
わけでありまして。当時のいわゆる設置基準的なも
の、簡単なものがございまして、そこでも人文、
社会、自然の各分野にわたつて広く学習するとい
うような趣旨がうたわれておりました、ここには
教員養成のために必要な教育を行なうといふ意識
は強くなかつたのでございまして。そういう意味か
ら、現在の学芸学部等においては、教員養成に必
ずしも必要でない教育を行なう分野が含まれてい
る事例も見られるようなわけでありまして、私
どもはやはり教員養成を少なくとも主たる目的とす
るという観点から、その内容の整備をはからなけ

ればならぬと考へておるわけでありませう。そして、そういう観点からいたしますとやはり教育学部という名称のほうが適當である、かように考へております。この点については教員養成審議会における御意見もほほそういう方向に固まりつつあるわけでありませう。で、今回のこの東北大学におきましては、いままでも教育学部になりましたものを分離独立するわけでありませうが、そのいままでもあった教育学部というものは、教員養成を目的とし、いわゆる教育科学科といふものと、それ以外の教員養成を目的とする課程とが併存しておつて、それがあわせて教育学部となつておつた、今度はその教員養成課程を分離独立させるのでありまして、これはまさに教員養成の目的、性格を明らかにしてゐるものであります。そういう意味において教育学部とすることが適當でありませうが、他の教育学部等も広く今後その方向で検討、改善をしていまいかと考へております。

○上村委員 実はいさう少し具体的に申し上げると、私の質問の趣旨がはつきりするかと思ひますが、現在学芸大学といふものがあるわけですが、その学芸大学といふものは、理論的のといひまじやうか、そういう点はいま杉江局長がおっしゃつたような点があつたかもしれませんが、主目的は教員養成大学だといふ間に世間一般が理解しておりますし、入学を希望する者は大体そのつもりで入つてくる。教育課程といふものを強化拡充していく意味におきまして、教育審議会あるいは教員養成審議会などの御意見を参酌いたしていった場合、現在の学芸大学を教育大学といふように名前を変える意思があるのかどうか。あるいは学芸大学から教育大学といふものを分離独立して教員養成課程を拡充強化する御意思があるのかどうか、この点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○杉江政府委員 学芸大学、学芸学部発足の当時におきましては、必ずしも教員養成のみを行なうものではないといふ考へ方が強かつたのでありますが、現実には教員養成を主とする実態を持つております。しかし、こういう名前が使われており

ますために、教員養成の目的、性格を明らかにすることについての抵抗が現在あるわけでございます。しかし、教員養成の大学、学部を充実し、それに応じた教育を行なうようにあらゆる整備を行ないますには、やはりその性格を明らかにする必要がある。そういう観点から私どもはこれを教育大学、教育学部に改める方向のほうがよからうと考へておるわけでありませう。そしてこの点は、学長、学部長さん等の御意見もお伺ひしてゐる現段階においてはたいへん賛成の方が多いのであります。なおよく教育大学協会等の御意見もお伺ひしながら、そういう方向に漸次持つていきたいと思ひます。

○上村委員 神戸大学農学部と長崎大学工学部の設置を、昭和四十一年度とした理由をお尋ねしておきたい。

○杉江政府委員 まあ一つは財政的な理由もあるわけでありまして、一挙にはできないといふこともありましたけれども、実質的な理由といたしましては、長崎大学につきましては土地問題がまだ解決しておらないわけでありませう。いろいろ地元では折衝を続けられておるわけですが、どうも学内の意思も統一しないし、また地元関係方面の意見も必ずしも一致しないといふことがあるために、一年の猶予期間を見てその間にしっかりと土地の計画を立てて発足することが必要である、かように考へるわけでありませう。

○上村委員 深い事情があるわけではない、いろいろと財政的な問題その他の理由だ、こういうふうに理解しておいていいわけですか。

○杉江政府委員 さううでございませう。

○上村委員 東北大学等三大学に歯学部を設置するのは、どういふ事情で設置するようになったのか、お尋ねをしておきたい。

○愛知国務大臣 これは、戦前は歯学の教育は専門学校教育であつたわけでございます。戦後大学教育の水準に高められたことに伴ひまして、この教育水準に達しない教育機関の廃止または収容定員数の減少を見て今日に至つておりますが、一方

戦後公衆衛生思想の普及その他から考へましても、歯科医師にかかります受診率の著しい上昇を見ておりまして、近年歯科医師の不足は非常に甚だしいわけでございます。とつていふ需要に切れない。また、既成の歯科医の人たちも、最新の歯科医学医術の習得の機会に恵まれたい、したがって資質の低下が憂へられる。こういうことから歯学の教育施設についての改善が強く要望されてきたわけでございます。また従来の歯科医学教育機関は東京、大阪といったようなところに集中してゐるやうな事情もございます。特に東北、北陸、中国地区におきましては歯科医師が非常に逼迫して、養成機関の設置が切望されてまいつたわけでございます。そういうような関係から、これらの地区における最大の規模や組織を備へた東北、新潟、広島等の大学は、いづれもすでに十分な医学部を有しております。また医学教育においても指導的な役割を果たしておりますので、医学的な知識を基礎とする歯科医の養成を行なうのに適切な条件を具備しておる、かように考へましたので、ひとつ思ひ切つてこの際三大学に歯学部を開設したい、かように考へたわけでございます。

○上村委員 埼玉大学に教養学部を設置するといふことに相なつておりますが、どのような目標を持つておるわけか、お尋ねをいたしたい。

○杉江政府委員 現在教養学部としては東京大学に一つございませう。これは人文、自然、社会の広い分野にわたつての教養を積み、これらの総合的な知識判断力を養ふといふやうな目的を持つておるわけでございます。実際には卒業者はジャーナリストないしは外交官、そういうやうな方面に相当行つておりますけれども、そういうやうな実務的な必要もあるわけでありませう。ただこのやうな総合的な教育を行なうといふことは、これは教員組織その他教育方法等、かなりむづかしい問題になつております。そこでこのやうな学部の設置は相当慎重に考慮する必要がある、かように考へておりますが、ただ埼玉大学につきましては、この教養学部

のあり方について十分検討をされ、その教員組織においても私どもも十分教育を行なうに値する組織がつくれるという見通しも持ちましたし、また大都會の近くにあるといふことから、社会的な需要の面からやはり東大の教養学部と同様な社会的要請がある、かように考へて、特に埼玉大学に教養学部の設置を認めたわけでございます。

○上村委員 次に、国立工業教員養成所を卒業した者に対しては大学に編入することができるとなる措置を今回規定しておるわけでありませうが、この国立工業教員養成所を設置する際、この国立工業教員養成所を卒業した者が、政府御提案の説明の中にもありましたが、中堅的な工業に携わる方々を養成する必要がある。そのためには、それを養成する工業教員が不足しておる。だからひとつ国立の工業教員養成所といふものをつくつていこう、こういう御趣旨かと思ひます。これは現下のいわば緊急と申しませうが、できるだけ早く工業関係の教員を養成出すといふやうな趣旨であるとしますと、工業教員養成所を卒業したら、できるだけ早く役に立つていかなければならぬ養成の場合に、これが大学に入つていってしまつたならば、いわばこの国立工業教員養成所をつくられたところの趣旨といふものがある程度反するやうな結果になるのではなからうか。もちろん国立の工業教員養成所へ入られた方々が、いわば向学の精神に燃えたいいまいしやうか、より上級の大学教育といふものを受け、そして充實をしていこうといふ要望もかかる。また、かかる要望が非常に強いこともよく承知しておりますし、そういうやうないろいろな意図のもとに今回のような改正にお踏み切りになされたといふように思ひますが、前の国立工業教員養成所を設置するときの趣旨とちよつと反するといひまじやうか、そう反するといひひい意味はございませぬけれども、何となく趣旨が一貫せぬやうなふうにも考へられますので、これにつきまします御所見を承つておきたいと思ひます。

ついでどのようにお考えになり、特に戦前の教育と戦後の教育について、そのどういふ点を反省せんとしてお考えになっており、どういふ点を戦後教育として非常に大切な点とお考えになっておるか。このことについて御所信をお伺いしたいと思います。

○愛知國務大臣　先ほども申しましたように、この量的な水準という点につきましては、私は別に戦前、戦後を問わない、客観的な事実をあらためて認識し、かつこれは誇り得ることであるかと思いますが、確かに今日の状態から考えますれば、量的の充実もさることであるけれども、質的な充実が大切である、こういうふうに考えるわけでございまして、質的な充実ということになれば、やはり終戦後日本全体が生まれ変わったこの時期におきまして、何と申しますか、民主主義国として新たに生まれ変わったその時代をになうに足り得るような資質の人材を養成するということが、質的内容の問題になってくる。この点においては戦前とは非常に大きな違いを見出さざるを得ないように思うわけでございます。

私の考え方から申し上げますならば、現在の時代というものは、たとえばこれはいろいろな面から取り上げられると思いますけれども、たとえば経済の自由化ということを一例として引いてみしても、こういうことに日本として踏み切ったということは、もはや戦争を前提にしているのを考える時代は去ったというふうに理解すべきではなからうか、つまり経済においてさえアウタルキーの経済、あるいは若干でも戦争というようなことが念頭にあるような考え方はこれをもう放棄した時代なのでありますから、おのずから教育の内容についての考え方についてもそういうふうな認識が必要ではなからうか。したがって日本の民族としては、ほかの民族に負けないで、より早くより高く、世界の平和や世界全体をあげての国民の福祉の向上のために寄与し得るような、そういう人材を養成するというようなことが教育の指針でなければならぬまい。それにはしかし、同時に日本人と

して過去の先人の残されたいろいろなことを正しく理解し、それをまたよりどころにして、役立つものを将来に大いに役立たせるようにしなければならぬ、こういうふうな考え方が教育の内容についての考え方としては非常に必要なことではなからうか、こういうふうには私は考えるわけでございまして、今後においてそういう方向にいろいろの教育施策の向かうべきところとして考えてまいりたい、かように考えておるわけであります。

○長谷川(正委員) 次に、期待される人間像の間草案が公表されましたが、私は今日は私見を差しはさまずにずっと質問だけを申し上げておきます。

この問題についても、内容についてはいろいろ議論があるかと思いますが、本日はそれには触れずに、ただ御所見の中に、国民各層から意見を十分寄せていただいてりつばなものを仕上げてもらいたい、こういうふうに述べられておりますので、この意見を聞くということとは直接はあの特別委員会の仕事でありましょうが、文相としても、それについてどのような方法で意見を聞いたらいとお考えか、またこれが正式に結論が出た場合にこれをどういうふうに取り扱われることか。前回もこの点について御質問があったように存じますが、もう一度明確にひとつ——これは非常に大切な問題だと思いますので、お伺いを申し上げ次第であります。

○愛知國務大臣　これは二、三年前に、中央教育審議会に後期中等教育のあり方について、当時の文部大臣が諮問されました。後期中等教育のあり方を考えるについては、期待される人間像というよりも、が同時にやはり考えられなければならないというような当時お考えであつたと思います。が、期待される人間像についての諮問も、同時にその関連においてなされたと思うのであります。そこでこの一月十日でございましたが、中教審の中の人間像を担当された部会の方々が中間的な草案を総会に、とにかく中間草案として報告をされ、そしてその報告を同時に世間にお問ひになつ

たわけであります。このやり方は、私としては非常にけっこうなやり方であったと思っているわけでございます。なぜかと申しますと、諮問された当時の状況あるいは考え方はともかくといたしまして、こういった期待される人間像というようなことがこの時期に国民的な話題になり、そのきつかけがこの中間草案によってつくられるということ、は、国民が教育というような問題、あるいは期待される人間像というようなことについて、だれ一人として一言言持たざる方はないとかねがね私は考えておりますので、こういうことがあらためて話題に提供されること自体が喜ばしいことであると考えたわけでございます。

そこで各界、各層からの意見を大いに期待しているとし上げ、かつその方法論はどうなるかという次のお尋ねでございますが、これは中教審の問題でございますが、中教審の委員の方々にひとつ大いにいろいろ意見を謙虚に率直に聞いていただきたい。場合によれば懇談会でも座談会でも演説会でも、求められればどこにでも、ひとつ街頭に出ていただいて、いろいろ意見を聞いていただきたいということを私は望んでおるわけでございます。また一方四十年度的には、十分とは申せませんが、文部省としてのモニターという

ような制度も置くことを考えておりますので、たとえはそのモニターをお願いをする場合におきましても、若い方とかあるいは女性であるとか、各界、各層にわたっているいろいろの意見を求めることにしたならば、さらに効果があるのではなからうかというようなことも考えております。幸いに私から申しますれば、報道界、これは民放等も含めまして、相当の活字といえますが、スペースを提供し、貴重な時間を多くさいってくださっております、この期待される人間像論議がいろいろと行なわれておりますことは、たいへんありがたいことだと思っておりますが、いま申しましたような、しいて方法論とでも申しますならば、さらにそういうことで論議を展開していただきたいと考えておるわけでございます。そうやってだんだん

に広く意見を取り上げていって、聞くべきものは十分取り上げていただいて、りっぱな答申をしていただくたいと期待しているわけでございます。しかし同時に私は、この答申によって一つの鑄型をつくらうというような考え方はございません。いわんやそこで出てくるものを鑄型にして、これを強制的に押しつけていくというような、そういう不遜な考え方はとるべきではないと思います。したがって、最終の答申というものも、場合によれば複数であったりいろいろの注釈がついたり、そういうものであってもかまわない、あるいはそのほうがむしろもっと望ましいのではなからうかとすら思っておりますけれども、これはあくまで中教審の先生方の自主的な御判断でおやりくださることを期待をいたしておるわけでございます。それが出てきた場合、どういう形で出てまいりますかわかりませんが、いま申しましたような私の気持ちでございますから、これを種にしてどうかうするということはいまは考えておりません。むしろあらゆる立場の方々からいろいろの御意見が出てくる、そのことをひたすら待望しておるような次第であります。

○長谷川(正)委員　大臣のお考えはよくわかりました。

次に進みます。大臣の所信表明の中に、「青少年の自信を高揚し、未来にかけろ夢をすくすくと伸ばし得るよう必要な教育諸条件を整え、適切な指導を行なうことこそ文教の基本である」、こういうふうにおっしゃってられます。これはまことに私も同感でございます。また、「文教の施策は長期的な視野に立つて着実に推進すべきであります。」ともおっしゃっております。そこで、そういう意味で具体的に幾つかの項目をあげて、さらにその内容づけをしておられますので、それにつきまして今年特にどのように具体化されるおつもりか、また将来にどのように展望されておるか、これを逐次伺つてまいりたいと思います。この点につきましては、場合によつては関係局長からの御答弁でもけっこうでございます。そこでま

た予算の先ほど申し上げた概略説明に出ておる部分もあると思いますが、しかしそれらを合わせてもう一度お答えを願いたいと思うわけでありまして。

特に第一番目に教育の機会均等の確保ということとを申しておりますが、この点につきましましては、文部当局をはじめ教育関係者がずっと逐年努力をなさつてきておると思いますが、なお多くの解決すべき問題を残しておると思ひます。そこで、今年はこの教育の機会均等という面についてどういふところに特に大きい前進をはかられようとなさつておられるか、この点をお尋ねいたします。

○愛知国務大臣 私のおしりましたことはお取り上げただいて非常にありがたひのであります。が、同時にちょっと一言申し上げたいと思ひますのは、私がこの未来からの呼びかけといふことをスローガンにいたしておりますのは、たとえば歴史といふものを考える場合にも、過去の歴史といふものをいろいろの意味で正確に理解し、評価し、あるいは反省しなければならぬ、それは現在に通ずるものであり、同時に未来といふことに結びつけて考えることによつて、いたづらなるいゝわゆる反動といふような考え方はとるべきでない。これは未来と結びつけることによつてそこに立体的な歴史観の上に立つたものの考え方が確立されるのではなからうか、書生論であります。私は一つのそういう考え方を持っているわけでございます。したがって、私よく引用いたすのでございますけれども、たとえば明治三十五年が二十世紀に入つた時期である。その年の正月の当時の時間などを見ましても、二十世紀の終わりのころには、世の中がこういうふうな目ざましい、いまでは予想もされないような発展をするであらうといふようなこともそこに掲げられております。が、現在これを讀んでみますと、もうすでに、そのときに予想もできないような、こういうこともできるであらうかと掲げられてあることは、すでに現実の實用の時代に入つておる、こういうこと

を考えてみましても、特にたとえば二十歳の人ならばいまから三十五年たてば五十五歳になる、あるいは十歳の人ならば四十五歳になる、そのときが二十一世紀なんだ、こういうことを若い人たちがよりよく意識の上に承けて、そして将来への夢やビジョンを持つてもらうことが非常にいいことではないか、私はこういうふうなことを考へてゐるわけでございます。しかしそういうことを申しまして、いまだに新しいことを言うても何もできないこともございまして、やはり現実には、うちに教育の施策を進めていかなければならぬ、こういう思想を持つてこの間の所信にも書いたような次第でございまして、これを御理解いただきたいと思ひます。

そこで、それならば現実にはどういふことを具体的にやつていくかといふことになりまして、いま御指摘ありましたような教育の機会均等の確保をしたい、あるいは教育の地域的その他の面からいふ格差を是正していきたい、それから父兄負担といふものをできるだけ軽減していきたいといふようなことが、まず当面最大の重点を置くべき問題ではなからうかと存するわけでございます。

機会均等といふことからいへば、一、二の例を申しますと、僻地教育の問題につきましましては、はなばなしの施策ではございませぬけれども、われわれとしてはできるだけこまかく配慮をしてまいりたいといふことで、予算の上にもある程度の、四十年程度にはいまだ試みられなかつたことを計上いたしておるつもりでございます。それから就学奨励、育英奨励といふようなことも御同様でございます。あるいはまた特殊教育といふことも同様の観点からとらえられるかと思ひます。また大学拡充といふことももちろん必要なことでありますけれども、一方においては、定時制、通信制の高校教育といふようなところにはなお一層の努力を傾けなければならぬ、あるいはまた勤労青年学級といふようなものも拡充しなければならぬといふことを考へてございまして。

格差の是正といふことから申しますと、いま申しました地域的には僻地教育といふようなことがその中の問題であると思ひますけれども、経済的な格差の是正といふことから申しますと、要保護、進要保護家庭の児童生徒に対する育英奨学の拡充といふようなことが例として取り上げられるかと思ひます。また身体的といふことも、肉体的な格差は正といふことからいへば、さつきも申しましたが、特殊教育の振興といふことが取り上げられると思ひます。またさらにはこれが非常に大きな問題になっているわけでありまして、国公立の大学から幼稚園に至りますまでの関係を考えてみますと、国公立と私立との間には相当のいろいろな意味で格差がある、これを何とかその格差は幅を狭めてまいりたいといふことがその大きな焦点にならうかと思ひます。

それから父兄負担の軽減といふことになりまして、教材費や教科書や給食、あるいは新たにふやうをこらしたつもりでございまして、遠距離通学費の補助でございまして、かような点についても格別の配慮をしてまいり、また今後ますます拡充しなければならぬと思ひます。さらにはいろいろの意味で父兄に対して教育費が転嫁されることをできるだけ狭めてまいりたい。

いろいろ申し上げたいことは多々ございましてけれども、この予算の説明にも掲げておきましたようないろいろの施策が、結局じみちになつてまいらなければならぬ諸般の措置である、こういうふうな、基本的な考え方としていま申しましたような考え方を進めてまいりたい、かように考へておるわけでありまして。

○長谷川(正)委員 それでは、いま教育の機会均等、格差是正、父兄負担の軽減等についての御所見を承りましたが、続いて、教育内容の刷新充実といふことをあげておられますが、これは抽象的にほんのらんだれでも認めるところでありますが、しかしこの内容の問題はまた重要でありますので、特にこゝし刷新充実の具体的内容としてお考えになつておられることがありましたら、それをお答え

ただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 この点は一般論としては先ほどもちよつと申し上げましたが、そういう気持ちでやつてまいりたいといふ考へでございましてけれども、同時に現在具体的にやつていく方法といたしましては、従来から心がけておりますことを伸ばしていくといふことがまずさしあたつてやるべきことではなからうか。あるいはまた教職員の資質の向上といふことも、これに関連して非常に重要なことであると思ひますので、教職員の研修を強化にやるといふようなことが一つの重点にならうかと考へるわけでございます。

○長谷川(正)委員 次に、御所見の中に「幼少期における教育の重要性を考へ、幼児教育及び家庭教育について十分に対応していきたい」ととお述べになつておられますが、特に幼児教育についてことしは何をなさるか、ことに将来のどういふ展望をお持ちであるか。それからさらに家庭教育への配慮といふ点については、先般も参考の文獻をお出しになられたと思ひますが、さらにこれらについて具体的に本年お考えになつておることがあるならばそれをお示しいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まず幼児教育の問題でございすけれども、これにつきましましては、幸いに灘屋前大臣が非常な意欲をもつて七カ年計画といふようなものの立案と実現に着手されましたので、これを踏襲し、かつできるだけ伸ばし、またできれば時期をもつと繰り上げて実現したい、かように考へまして、四十年程度は幼稚園の増設につきましましてだけの勧奨、指導、奨励をやつてまいりたい。その幼稚園の教等につきましましては政府委員から御答弁をいたすことにいたしたいと思ひます。

それから社会教育については、やはり従来から御案内のように婦人学級、家庭学級、青年学級、あるいはまた公民館の建設の促進といったようなことを中心にいたしまして所要の補助を増加し、あるいは個所を従来にも増して設置をするという

ようなことを四十年度において計画をいたしておるわけでございます。

○福田政府委員 ただいま大臣からお答えになりました幼稚園の振興計画の第二年度にあたります昭和四十年度の計画を申し上げますと、計画設置の分につきましては、新設百十二園、既設幼稚園の学級増六十八学級分につきましては、公私立ともに施設整備に対する補助ないし援助を行なう予定にいたしております。そのために公私立の設備費は約三千五百万円、それから公立の幼稚園の施設整備費の補助金といたしまして一億一千五百八十一万三千円、私立幼稚園につきましては、振興会から施設の融資を行なう予定になっております。さような計画になっております。

○長谷川(正)委員 それでは次に進みます。また所信表明の中に、「心身ともに健康な青少年を育成する上で、たくましい体力、気力を養うための諸方策を推進する必要があることを痛感」しておられる、こういうように書いておられますが、これについて新しい具体的な対策としてはどのようなことを考えておられますか。

○愛知国務大臣 私が痛感いたしましたことの一つに、オリンピックを契機にいたしまして、たとえば十二歳の男の子の体力を比較してみますと、たとえばアメリカから見ると、身長、体重ともに相当まだ劣っております。イギリスについても同様、まだ相当のおくれをとっております。こういうようなことが私痛感したことの具体的な一つでございます。ところが一方におきまして、たとえば純粋の日本人の血であって、いわゆるアメリカ在住の二世の子供さんたちはすでに身長、体重とも、単純な比較でございますが完全に世界の水準の第一級にいつている、こういう点を考えますと、たとえば一つは食物の問題もあらうかと思ひます。そういう点から学校給食といううなことにいつてはできるだけ早く全国的に普及をいたしたいと考えますが、同時にこれには一つの大きな、また雄大な計画をつくる必要ではないかと思ひます。保健体育審議会あるいは科

学的な研究は科学技術庁におきかしてもすでに着手をいたしておるわけでございますが、しかし先ほど来申しておりますように、いたずらに新しきを求めても、なかなか一挙にはできませんので、さしあたり四十年度におきましては、たとえば共同調理場をできるだけ多く設置をする、それから栄養士をできるだけ多くして、五百人足らずが今の予算で認められておりますが、こういったようなところに私どもの意図を具体的に出しておるつもりでございます。

それから位位の向上ということにつきましては、従来からやっておりますブルを全国的に普及したい、あるいはまた高等学校に柔剣道の道場をつくることに對する補助を新たに行なうということもその一つでございます。それからオリンピックの残された施設を総合青少年センターとして、別にお願ひしております特殊法人に、法律をもつて新たな施設をつくって、これに原則的に選手村その他の残された施設を国から出資をしてもらひまして、これを青少年に大いに活用してもらひたいと思つております。また国立青年の家も引き続き第四のものをつくる予算を計上しております。地方青年の家、その他これに準ずるような施設につきましてもできるだけ国としての後援も続けてまいらなければならぬといったようなことで、各般にわたりまして体位の向上ということにできるだけの努力を注いでまいりたいと思つております。

○長谷川(正)委員 時間がだいぶたつておるようですから、それについてあともう一、二点だけ伺ひます。

高等教育、特に大学教育の充実についても触れられておりますが、この中で社会的需要の趨勢、大学志願者の増加、いわゆる大学教育の質的向上、こういう三点を押さえて配慮をされる、そうしてあと地方大学の充実の問題、あるいは私学の振興の問題等も触れておられますが、これらについては三木委員その他からもいろいろ御質疑がありましたし、今後もあると思ひますので譲りまし

て、ただ一つだけ、社会的需要の趨勢ということについて、どういふふうな把握をされておるか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 実はこれは非常に大きな問題であるとかねがね考へておるのでございますけれども、たとえば率直に申しますと、長期経済計画とか、中期経済計画というものが策定されておりますけれども、そういう面からだけの人間に対する社会的需要ということだけでとらえてはいけないのではなからうかと思ひます。人間の問題でございますから、いたずらに社会的な需要趨勢といふことだけにとらわれてはいけないと思ひますけれども、しかし同時に他面から申しますと、私は、高等学校以上の年齢層になりますと、おのづから天与の資質や特性も違ふのでありますから、画一的な教育の制度でこれに對処することもまた不適当ではなからうか。やはり大学といううなところは、本来でいへば、学問のうををきわめ、あるいは學術を研究し、あるいは後進の指導をするといふことに一つのまた大きな使命もあるのではなからうかと思ひます。また、それらの点については私もまだ十分考へがまともありませんで、たいへん申しわけないのでありますけれども、一面においては、やはり経済界その他ではそれなりの社会的需要というものを相當に考へておるようで、それらの考へ方のいいところは十分に参考になければならぬ面もあるかと思ひます。それから一面から申しますと、先ほどもちよつと申しましたが、定時制や通信制の教育を受けている若い世代の人たちには非常な、何というか、日本人としてのまことに尊敬すべき、また期待すべきような人材がたくさんおられるので、こういう方々の勉強したいという気持ちをどういうふうな形で伸ばしていくかということも同時に重要な要素であつて、これも長期の展望に立つて考へていかなければならぬ。これは必ずしも別に御提案申しております臨時私立学校振興方策調査会でそういうことでもなかなか取り上げていただけることができるかどうかわかりませんけれども、

でも、私学振興策ということをや徹底して考へます場合には、やはりそういう種類の問題をも、できるならば調査をする対象の一つとして取り上げるわけでございます。これは考へ方を御提案しただけでありまして、人間の立場でどういふ方面でどういふふうな伸ばしていったらいいかといふことを、長期の展望で、かくすべきであらうかといふような内容のある具体的な提案を申し上げるまでには、まだ至つておらないわけでありまして、

○長谷川(正)委員 それではさらに進みます。入学試験の競争の激化は、学歴偏重の傾向と家族の過大な要望によるところが少なくないといふ点を指摘されておられますが、これはまことにそのとおりだと思ひますが、しかしさらにもう一歩めぐりまして、じゃどうしてそういう風潮になるかといふふうにお考へになつておるか、分析されておるか。社会や家庭の理解と協力あるいは学校の進路指導に期待するといふふうにおつしやつておられますが、それだけではなかなか解決しないと思ひますが、その点についてめぐつて考へた場合には、どういふところにあるか。これはやはり文教施策を進める上に非常に大事な点だと思ひますので、お尋ねいたします。

○愛知国務大臣 これは確かに御指摘のとおりでございます。たとえば大学に例をとれば、国立大学に入れば月謝は一萬二千元、入学金は五千元、私立大学は、いろいろの幅がございますけれども、平均すれば従来でも授業料が六萬一千円の平均になる、そして入学費、施設費その他相當な額になつておるということは、今日周知の事実でございます。したがつて国立と私立と比べてみれば、親の立場からいへば、本人の気持ちからいへば、月謝が安く、入学金もとられないようなところへどうしても入りたい、そしてよい教育を受けたい、これはもう人情のしからしむるところであつて、こういう点から有名校偏重といふよりは、むしろ国立偏重といふことが底にあるかと思ひますのでありまして、そういう点は先ほど申しまし

○長谷川(正)委員　それじゃもう一つお尋ねいたします。

○愛知國務大臣 先ほども申し上げましたけれど

ただきたいと思います。

本日はこれで質疑を終わらせていただきます。

この間から私は科学技術対策特別委員会にも所

ぞ向こうに行っていただきたいと思うのです。
それから事務局的ほうにひとつお願いしたいの

にあらわさなかったら、それは単なるうたい文句

大学急増の計については、いま大臣も未知の点があるように言われまして、はっきり立たないの

浪人——四十年、四十一年、四十二年、四十三

指摘しておられましたが、私はこういう中に、こうした劣等感とかあるいは適応しないところの人の問題をどう考えていくかということが大事だと思ひますのでこれをお願いしたいと思う。大学局長ひとつお願いいたします。

○杉江政府委員 三十九年度の実態についてはこれは資料が集まります。ただ推計につきましてはいろいろな仮定の上で数字を出してなければならぬものですから、その点が非常に出しにくいと思うのです。

○三木(吉)委員 出せば責任があると思うからでしょうが、いま申し上げたように推定でけっこうです。六万七千五百のいまのままの計画でいいから、それでできるだけ出してください。

○杉江政府委員 お話のようにできるだけ努力して調製いたします。

○三木(吉)委員 これは私予算委員会の分科会での問題を取り上げたいと思いますから、来週の間めごろまでに少しでも早くお願いしたいと思うのです。

それからいま申しました同和教育の財政的な裏づけ、計画はたくさん要りません、こういうところに重点を置くのだ、なぜこれがやれなかったか、この反省の上に立った重点だけひとつ出してもらいたい。

それから給食については、なま乳をどういうぐあいに取り入れるかということがあります。これも四十、四十一、四十二年といまの粉乳がなくなるを目当てにして計画を出してもらいたい。

それから四番目に教科書無償の問題ですが、これはことは残念ながら六年生で終わってしまった。来年は中学校の三年までいくのかどうか、計画でけっこうですから、これは政治情勢がありますから、そう言っておってもできなかったということがありますから、これはとがめることではないのですが、文部省としての信念を持った計画をひとつ出してもらいたい。それには来年度は一年生にはこれだけの金が必要、二年生にはこれだけの金が必要、三年生にはこれだけの金

金が必要、総計幾ら要るか、こういう一つの見通しを立ててお願いしたいと思ひます。

それからこれは学問の学術研究の問題になつてくると思ひますが、幸いいままでやめておつたところの南極観測が今度再会されることになりました。まことに私はけっこうだと思ひますが、これについても議論をしなければならぬ問題が残つております。これは文部省だけの問題ではございません。自衛隊がこれに参加する面もありますし、内閣委員会でもいろいろ議論されると思ひますけれども、論議の資料をいたしまして、南極観測に対する予算、計画、これを四十年、四十一年、四十二年の三年間にわたつてお願いしたい。

こういう資料要求をしておきまして、それについて御意見がありましたら言つていただいて、もう大臣がおられませんか私の質問なり要請は終わりたいと思ひます。

○西田政府委員 給食関係のなま乳につきましては、農林省のほうの計画の調整の都合がございますから、これは計画がはたして立つかどうか一応連絡をとつてみます。文部省としては独自に立てにくい事情にありますから、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○杉江政府委員 南極観測の計画につきましては、まだ不確定の要素が多分にあります。できるだけ御希望に沿うように努力いたします。

○渡海委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

昭和四十年二月二十三日印刷

昭和四十年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局